

国際刑事裁判所研修最終報告

(報告期間 2018 年 5 月 7 日～7 月 6 日)

基本情報

派遣クラブ：広島東南ロータリークラブ

カウンセラー：中村 伸弘 氏

支援クラブ：尾道ロータリークラブ

国際ロータリー第 2710 地区

2016-17 年度グローバル補助金奨学生

ロータリー財団学友

西山秀平

報告書提出日：2018 年 7 月 10 日

オランダに一番良い季節到来

5月以降は、比較的気温と天気も安定し始め、陽も長くなり、今では夜10時頃までは明るいです。雨もここ数週間は降っておらず、オランダの短いですが、一年で一番良い季節が到来しています。この時期にここを後にするのは少し後ろ髪が引かれる思いです。

インターン業務（総括）



6月8日に、配属されていたコンゴの元副大統領に対する、中央アフリカにおける戦争犯罪・人道犯罪の上官責任に関する上訴判決が下されました。

この判決は、1審の懲役約20年の判決を完全に覆し、逆転の無罪を与えるというものでした。裁判所史

上初めて、被告人が高度の政治的な地位を有しており、かつ、資産も潤沢に保有していたことから、裁判所の今後の訴追方針、被告人本人の資産による被害者への救済への期待など様々な期待をはらんでいました。結果としては、それに反する形となってしまいました。国際刑事法が刑事法として今後さらなる発展を遂げるために、被告人の利益という、国内の刑事法では当然の権利として認められているものを、国際刑事裁判でどこまで認めていくのか、ということ世に問う判決になっていると感じています。当然、インターンとしての私には、この決定に関して何の権限も、上司や判事に対して意見を表明する機会も与えられませんでした。この判決に関わったことで、当然自分自身の中での葛藤というものもありましたし、正義というものの両面性・脆さということについてとても考えさせられました。この先、この経験は必ずどこかで役に立つと思いますし、いずれは自分自身がどちらの正義を選択するのかの決断を迫られる時が来ると思います。その時に、自分自身をしっかりと持ち、周囲の騒音に流されずその思いを全うできるだけの知識と経験を今後更に身につけ、磨きをかけていかなければならないと今、本当に強く感じています。そしてこの思いをこの先ずっと持ち続けていかなければいけないとも思っています。

また、裁判の様子がYouTubeに上がっているので、(私も映っています) お手隙の際に視聴されてみてください。(https://youtu.be/M_NK5nopbsM)

Green Legacy Hiroshima の活動について

帰国直前の最後にライデン大学植物園で被曝樹木の管理をして下さっている Rinny 教授と苗木たちを訪れてきました。大きい鉢に植え替えられ、温室から出て、屋外で元気に育っています。植物園とライデン市は、オランダの 12 の各州それぞれに苗木を寄贈し植樹することを企画しています。今後もこちらでの活動に関わっていきたく思っています。



そして、残念ながら、私のインターン中に国際刑事裁判所へ被曝樹木を植樹するという、密かな思いは様々なハードルのため成し遂げることはできませんでしたが、いつの日かその日が来ることを、そしてその場に自分が立ち会えることを楽しみにして今後とも自分の勤務地での植樹活動を通じ、この意義深い活動に携わりたいと思っています。

今後の進路に関して

無事に就職関連の筆記試験には合格いたしまして、今月末に最終面接が控えています。まずは、そちらの方に全力で臨みたいと思います。

また、その他の可能性も探っているので、できるだけ関連する分野での実務経験を積めるような仕事に就けるよう引き続き頑張っていきます。最終的に決まりましたら、ご報告させていただきます。